サクっと小技　風邪をひくと消化に体力が割けないので、油の多いものは避けましょう。栄養ドリンクはノンカフェインを。水分・糖分をとって安静にするのが鼻道です。

## 税の基礎知識　公的年金等を受給されている方へ　所得税の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※1）であり、かつ、その公的年金等の全額が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※2）が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関するご詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

※1　複数から受給されている場合は、その合計額です。
※2　「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

| 所得の種類 | 所得の内容 | 所得金額の計算方法 |
|---|---|---|
| 給与所得 | 給与・賞与、パート収入など | 給与等の収入金額－給与所得控除<br>なお、給与等の収入金額が65万円を超える場合は、所得金額は20万円を超えます。 |
| 雑所得（公的年金等以外） | 個人年金、原稿料など | 総収入金額－必要経費 |
| 配当所得<br>※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。 | 株式の配当や投資信託の収益分配など | 収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子 |
| 一時所得 | 生命保険の満期返戻金など | （総収入金額　－収入を得るために直接要した金額－特別控除額【最高50万円】）× 1/2 |

**確定申告に関する詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。**

## 祝　本会納税表彰　受賞者

11月13日に開催された小田原校務員及び小田原県校事務所主催の納税表彰式において、次の本会役員等の受彰及び受彰披露が行われました。誠におめでとうございます。

また今回、本会は団体として東京国税局長感謝状を受彰するとともに、事務局の代表として小田原税務署長から小田原税務署長感謝状を頂戴致しました。これもひとえに会員の皆様方のお力添えによるものであり、厚く御礼申し上げます。

**東京国税局長感謝状**
公益社団法人小田原青色申告会
小田原校務署長表彰
青木　正次　氏
伊倉　昌宏　氏
佐藤　基　氏
渡瀬　剛行　氏

**小田原校務署長感謝状**
相原　毅夫　氏
吉嶋　進一　氏
山口　剛史　氏

**神奈川県知事納税功労表彰**
小澤　輝男　氏

**小田原県校事務所長表彰**
佐藤　克隆　氏

## 税のカレンダー

納期限を守りましょう！
口座振替を利用しましょう！

**◎国民健康保険料（税）の納期限**
【第5期分】中井町……12月25日(火)
【第7期分】山北町・開成町・箱根町・湯河原町……12月25日(火)
【第7期分】小田原市・南足柄市・大井町……1月4日(金)
【第8期分】松田町……12月28日(金)
【第9期分】真鶴町……12月25日(火)

**◎介護保険料の納期限**
【12月分】小田原市……1月4日(金)
【第5期分】山北町……12月25日(火)
【第6期分】中井町・大井町……1月4日(金)
【第7期分】開成町・箱根町・湯河原町……12月25日(火)
【第7期分】南足柄市……1月4日(金)
【第9期分】真鶴町……1月4日(金)

**◎後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限**
【12月分】小田原市……1月4日(金)
【第6期分】湯河原町……12月25日(火)
【第6期分】松田町……12月28日(金)
【第6期分】南足柄市・中井町・大井町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町……1月4日(金)

**◎固定資産税・都市計画税の納期限**
【第2期分】中井町・松田町・湯河原町……12月25日(火)
【第3期分】大井町……1月4日(金)
【第4期分】南足柄市……1月4日(金)
【第4期分】箱根町……12月25日(火)

**◎固定資産税の納期限**
【第3期分】山北町・開成町・真鶴町……12月25日(火)

## 青色活動報告

### 箱根支部「笑いヨガ」体験会

9月26日、箱根支部が会員交流を目的に「笑いヨガ」体験会を実施。支部活動の活性化と会のPRを図りました。

### 地域貢献セミナー

10月4日、小田原中央・足柄・城南の3支部合同で、長寿時代の生き方に関するセミナーを開催しました。

### 秋の講演会

10月19日、三浦雄一郎氏を招き、「我が人生の挑戦」と題して80歳でエベレスト登頂などについてご講演いただきました。

## 風邪・インフルエンザ予防の新習慣「水を飲む」！

**15～20分に1度、一口水を飲むだけ！**

小児科のお医者さんも実践しているという、とても簡単な風邪・インフルエンザの予防法を今ネットで話題になっています。それは「水を飲む」。

風邪やインフルエンザ等、これまでは、ウイルスが入ってきてしまったらどうするか、実はウイルスが入ってもすぐに感染するわけではありません。喉の粘膜にウイルスが貼り付き、15分ほどで風邪になるそう。このウイルスを、15分経たないうちに水を飲んで、胃に流してしまうのです。風邪やインフルエンザのウイルスであっても、胃酸には勝てないのだとか。

うがいは流面所に立たなければなりませんが、水を口飲むだけなら、会社や外出中でもOK。職員に実践をしたりしてこの冬を乗り切りましょう。

この冬は、「水を飲む」も取り入れて、この冬を元気に過ごしましょう。

## 税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じ、秘密は厳守します

**日時**　毎週水曜日　PM1:30～PM4:00
（但し、祝日、期末25日前の水曜と年始1～3日・3月18日～3月31日を除く）

**場所**　小田原商工会館5階
東京地方税理士会　小田原支部事務局

**相談内容**　相続を含めた生活や、事業に関する各種税金の相談、申告書の書き方等

※来所は事前に電話にて予約してください。また、電話での相談も可能です。

**東京地方税理士会小田原支部**
☎ 0465（24）0195

### 県税事務所からのお知らせ

## 軽油引取税について

【軽油引取税とは】
バストトラックなどの船材である軽油の引取し（購入）に課される税金です。

【納める人】
特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者などが、軽油を購入した消費者から軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】
消費者が軽油を購入した場合は、1リットルにつき32円10銭分の軽油税額がその価格の中に含まれています。

【免税】
船舶の動力源等一定の用途に供する軽油の購入については、2021年3月31日までの間、免税の取扱となります。免税の適用を受けるためには、事前に免税軽油使用者証の交付を受けるなどの手続きが必要です。

【不正軽油には罰則も】
軽油に灯油や揮発油を不正に混ぜると、不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や保管場所の提供にかかわった者なども罰金に処せられます。

**心構え住民　小田原県税事務所　電話番号　TEL0465-32-8000内線**

### 小田原税務署からのお知らせ

## 平成30年分の確定申告のお知らせ

（所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税）

**小田原税務署の申告書作成会場は**
**2月18日(月)から開設します。**

★　開設期間：平成31年2月18日(月)～3月15日(金)
★　上記の日程以外、税務署には申告書作成会場を開設しておりません。
★　年金や給与所得の方は、2月1日(金)より開催する税理士による無料申告相談などをご利用ください。（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）
★　個人事業主の方は、年内から経理をまとめて、決算書、収支内訳書の作成を始めましょう。
★　平成31年1月以降、給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除や寄付金控除の申告をされる方は、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を使用したID入力とパスワード方式で、スマホ・タブレットの専用画面から申告書の作成やe-Tax送信が可能です。

※事前に税務署の窓口で「ID・パスワード方式の届出」が必要です。
※詳しくは、最寄の税務署又は国税庁HPでご確認ください。

## パート・アルバイト募集

税務署では、確定申告期間のパート・アルバイトを募集しています。（仕事内容：申告書作成の補助・PCの操作補助・書類の整理等）
詳しくは、国税庁HPをご覧いただくか、次の連絡先にお問い合わせください。

**連絡先**　小田原税務署　0465-35-4511内線204 総務課 杉野
小田原税務署　アルバイト

## 公式ホームページ

イベント、セミナー等の最新情報を随時更新！

Twitter　和王フォロー募集中！

Facebook　「いいね!」お願いします！

本編の！！バックナンバーも掲載！

## インターネットで情報発信中

ビジネス　小田原青色申告会の地元定着検索サイト　とことこ小田原　検索

ブログ　忙しい方、副業なども安心！　取材サービスプラン　初期費用 2,000円 ＋ 取材費用 10,000円　事業者向け 掲載0円　とことこにお話を掲載したい方は TEL 0465-24-2614

## 会員限定 無料相談

ご注意：同一内容のご相談は重ねてできませんので、予めご了承ください。

要ご予約　予約 ☎24-2612

弁護士の法律相談会
10時～12時
12月21日(金)
1月8日(火)
1月18日(金)

弁護士の相続相談会
10時～12時
12月19日(水)
1月16日(水)
2月20日(水)

社労士の年金・社会保険相談会
10時～12時
1月15日(火)
2月12日(火)
3月12日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会
10時～12時
12月27日(木)
1月24日(木)
2月28日(木)

税理士の税相談会
14時～16時
12月20日(木)

経営コンサルタントの経営相談会
日時応談　予約 ☎24-2614

ご注意：会場…納税者センター・青色会館

編集長後記｜師走となり、いよいよ税金のシーズンの到来です。今月号では、2月1日から開設する「確定申告指導会場」の予約（正会員限定）ができる